

司法への市民参加が始まる

「十二人の優しい日本人」という映画がある。脚本家の三谷幸喜がメガホンを取った作品で、もとは舞台劇である。この映画は、もし日本に陪審員制度があったらという仮定で、集められた12人の陪審員が、ある事件について有罪か無罪かを決めていくというドラマだ。陪審員の中には、議論好きな人間もいれば、下手な人間もいる。人の意見に左右される人間もいれば、無関心な人間もいる。偶然この場に集められた普通の人々が、事件とどう向き合い、話し合い、そしてどんな結論を導き出していくかが、コミカルに描かれている。

裁判に参加するというのは、外国やドラマの中の世界だと思っていたが、日本でも近い将来、同じように私たちが法廷で裁判に臨まなければならない日がやってくる。裁判員制度というのが、2年半後の平成21年5月までに始まる予定だ。この新しい国民の義務、そして権利とも言える裁判員制度とは、どういったものだろうか。

裁判というものは、難関の司法試験に合格したプロフェッショナル、つまり裁判官、検察官、そして弁護士が、専門知識を駆使して行うものだという認識があった。しかし、平成16年に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」、いわゆる「裁判員法」というものによって、大きく変わろうとしている。これは選挙人名簿から無作為に選ばれた20歳以上の国民が、裁判員という役割を担い、刑事裁判にかかわる制度である。

このように裁判に国民が参加するものに、冒頭にも紹介した陪審員という制度がある。アメリカのものが有名だが、これは陪審員だけで評議し、有罪、無罪の事実認定を行うもので、全員一致が原則。元プロフットボウラーのO・Jシン普森やマイケル・ジャクソンの事件などで有名だ。ほかにも先進国の多くは、何らかの形で国民が裁判へ参加する制度がある。日本で導入される裁判員制度は、職業裁判官3人と、選ばれた6人の裁判員の合議制で、お互い対等な立場で議論し、有罪か無罪かを判定する。そして有罪であれば、どういった刑に処するかということを決めていくものだ。

裁判員制度を知る

この裁判員制度の啓発、普及を目的に、広島高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所が毎月開催している「ひろしまの裁判所の日」という市民講座に参加してみた。

広島市中区上八丁堀の官庁街の一角に裁判所があり、高裁、地裁、簡裁が同居している。前庭から見える建物は、左右対称で裁判の公平さを表しているかのように感じた。建物の3階に上が

「脅すつもりだけだった」「果物ナイフに殺意はあったか」。これは決してサスペンスドラマのシーンではない。近い将来このような議論を、私たちは、することがあるかもしれない。司法制度改革の一つとして、私たちが裁判に参加するという「裁判員制度」が始まることになり、司法を取り巻く情勢も、変わりつつある。また、紛争解決の手段として、法律相談などの身近な相談機関の充実も求められている。高い敷居だと思っていた司法の現場を訪ね、その扉を開いてみたい。(取材 秘書課)

ると、厳粛な雰囲気は漂う広い通路の両側に、大小の法廷が並ぶ。その一つ、304号法廷が、今日の会場となる。法廷に足を踏み入れると、思ったより広く思えた。入り口側には、傍聴席がある。そこから見て、正面奥の少し高いところに裁判官席がある。その前に証言台、左右は検察官の席と弁護人の席が向かい合う。この法廷は、制度導入に向け、裁判官と裁判員の合わせて9人が座れるようにつくられている。この日の参加者は、女性15人、男性6人の21人。年代もさまざま、法学部の学生だろうか、若い人の姿もある。

まず、大型テレビで裁判員制度についてのビデオ「評議」を見る。裁判官に扮する榎本孝明、裁判員役の藤田弓子、小林稔侍、中村俊介らが織り成すドラマで、制度の概要を知ることができる。次に裁判官から制度の説明があった。この制度で扱う裁判は、殺人や傷害致死、放火などの重大な刑事事件である。ちなみに、広島地裁の管内で裁判員制度の対象と推定される事件は、平成16年度の例に照らし合わせて考えると、65件が該当するとのことだ。説明後、参加者から「裁判員は任期があり、その間何回も呼び出されるのか」「何日くらい拘束されるのか」などの質問が出る。終了後は、黒い法服が試着でき、裁判官席に座って、雰囲気を感じる事ができる。

司法の扉を開くとき



広島市の上八丁堀の裁判所には、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所が同居している。

参加した60代の女性は「裁判員になることは、人権にかかわることですから責任重大だと感じました。そのためにも司法が身近に感じられなければいけないし、私たちも無関心ではいられません。それが市民参加のねらいですから」と感想を聞かせてくれた。

(次ページに続く)



裁判員制度とは

- 地方裁判所で行われる重大な刑事事件の裁判に国民が参加し、裁判官とともに評議するもの。
- 裁判員は、選挙人名簿をもとにくじで選ばれ、裁判員候補者名簿に登録される。さらに、その名簿の中から事件ごとに裁判員候補者が呼び出され、面接などにより1つの裁判で6人が裁判員に選ばれる。
- 認められた理由(※)以外で、原則辞退はできない。

※辞退することができ理由

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議員。ただし会期中に限る
- ③ 学生または生徒
- ④ 過去5年以内に裁判員、検察審査委員を務めた人
- ⑤ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥ 一定のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことができない人(重い病気やけが・同居の親族の介護、養育・事業に著しい損



毎月21日に「ひろしまの裁判所の日」という裁判員制度についての市民講座が開かれている。

スムーズな裁判を行うために

催しの後、地裁事務局総務課の関戸大悟さんに話を伺った。

「裁判員になった場合、何日くらいかかるのか、皆さん心配だと思えます。事件にもよりますが、多くの事件は3日以内に終わると考えられています」。今までは、1回の公判が終わると、何週間か後に次の公判を行うというように間隔を空けていた。しかしこの方法では、長期化し、裁判員への負担が大きくなることも考えられ、集中審理する方式を採り入れるということだ。

「裁判員が扱う事件は、『公判前整理手続』という制度で、あらかじめ裁判官、検察官、弁護人の三者が争点などを整理した上で、第1回公判期日を迎



法服をまとった広島市安芸区から参加した津田義晴さん(77歳)と宮原邦子さん(52歳)の2人は、「自分の思っていることを自由に述べるのが大切だと感じました。それが生活者の観点だと思います」「いざとなったら評議がまとまるかが不安です。いろいろな人生観の違いで、意見も分かれるのではないのでしょうか。でも、制度は国民の常識的な考えが反映されると思います」と、それぞれ思いを聞かせてくれた。

え、それから裁判員が裁判に臨むというものです。そのため法廷での審理の時間短縮を図ることが可能で、裁判員への負担を軽減することができます」。

また、裁判員は、1つの裁判ごとに選ばれるもので、在任期間中に何件かの事件を扱うものではないということだ。

安心して暮らせる土壌に

私たちにとっては、初めての経験であり、多くの不安があることも正直な気持ちだろう。法律のことは自分にはない。人を裁くということは自分にはできそうもない。仕事が忙しくて裁判員は務まらない。アンケート調査などでは、多くの人が裁判員になることに消極的だと答えていることも事実だ。しかし、私たちに求められているものは、一人一人が積み重ねてきた人生経験をもとに、物ごとを見つめるということではないだろうか。なぜこのような事件が起こったかを、他人事として捉えるのではなく、自分にも起こり得るものであり、社会共通の問題だと考えていくこと。そのことが住みよい安心して暮らせる社会の土壌になるのではないかと感じた。

市民と法を結び、わがまちの裁判所

大竹の地に60年

大竹簡易裁判所は、昭和22年5月3日の憲法記念日に誕生した。新しい憲法の施行と同時にスタートした歴史を持つ。以来約60年、このまちの法の番人として、長きにわたり存在している。その簡易裁判所の役割などについて、福原彬文裁判官にお話を伺った。

「裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、そして簡易裁判所が、全国400カ所以上あり、そういう意味で、最も身近な裁判所と言えるのではないのでしょうか。ここでできる手続きとしては、民事について言えば、まず民事訴訟、少額訴訟、民事調停、特定調停、支払督促があります」。

それぞれの手続きに特徴があり、(簡易裁判所のできる手続き)参照)費用や準備すべき書類も異なるということだ。

「裁判所の窓口では、手続きについての相談を受け付け、その特徴や流れ、どういった書類が必要かなどの説

明を行っています。ただ、一般的な手続きの内容についてはお答えできるのですが、どの手続きがよいかや事案の内容についての法律的な意見、勝訴できるかどうかなどといったアドバイスはできません。裁判所は公正中立でなければなりませんので、そういったときは、法律の専門家に相談に行かれることをおすすめします」。

簡易裁判所の手続きの中に、調停というものがある。現行の制度は、昭和26年から始まったもので、日本ならではの制度と言える。通常、裁判官と民間から選ばれた調停委員2人で、チームとして当事者の言い分に耳を傾けるというもの。

「法律を解決の基本としますが、社会常識を基に、双方の歩み寄りを促し、話し合いで円満解決を目指します」。

社会経験が豊富な人の見方が入ることにより、ものごとを判断していく。市民の司法参加という点では、2年半後に刑事裁判で導入される裁判員制度

裁判員の参加する裁判の流れ



毎月21日は「ひろしまの裁判所の日」

広島高等・地方・家庭裁判所では、毎月21日を「ひろしまの裁判所の日」として、市民講座を行っています。ただし、21日が土・日・祝日の場合は、変更になります。

12月の開催は次のとおりです。

とき 12月21日(木)13時30分から約2時間

ところ 広島地方裁判所304号法廷

内容

- 万引き事件を題材にした模擬裁判
- 民事裁判の手続き説明
- 裁判官による裁判員制度説明と質疑応答

定員 50人(申込順)

申し込み 平日の9時から17時までに電話で広島地方裁判所総務課(☎082-228-0421内線4221)へ。

平成19年3月までの開催予定 1月19日(金)・2月21日(木)・3月20日(火)

※内容は開催月によって異なることがあります。

簡易裁判所のできる手続き

訴訟 判決によって解決を図る手続き。裁判官が法廷で当事者の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、判決という形で紛争を解決する。簡裁で扱うのは、紛争の対象となっている金額が、140万円以下の事件。

少額訴訟 1回の期日で審理を終え、判決を言い渡すのが原則。60万円以下の金銭の支払いを求める場合に利用できる。紛争内容があまり複雑でなく、証拠書類や証人をすぐに準備できる場合にこの手続きの利用が考えられる。

民事調停 裁判官と民間から選ばれた調停委員のあっせんにより、話し合いで円満に解決しようとするもの。まとまった内容は、判決と同じ効力を持つ。

特定調停 金銭の借入れやローンなど多重債務があり返済が困難なとき、返済方法などを債権者と話し合う。

支払督促 貸金、立替金、賃金などを相手方が支払わないとき、申し立てにより裁判所書記官が金銭の支払いを命じる制度。書面での審査により行うので、審理のために裁判所に出向く必要がない。ただし、相手方が異議を申し立てると訴訟に移行する。

裁判所

「今まで司法について裁判官が市民の前で説明する努力が足らなかつたかもしれない。私も裁判員制度について、公民館などで皆さんにお話しする機会がありました。これからは出前講座などで、可能な限り出かけて行きまうので、気軽に裁判所に声をかけてください。まず裁判官の素顔を知っていただきたいと思います」。そう、福原裁判官は、優しく語りかける。

市民と法を結ぶ懸け橋、それが簡易裁判所。



(左) 調停室は、落ち着いた雰囲気、風景画も飾られている。(中) 裁判所内の法廷。こじんまりとしてはいるが、傍聴席も16席ある。(右) 白石1丁目、大竹中学校の向かいに簡易裁判所はある。平成17年1月から12月の間に、訴訟20件、少額訴訟15件、調停52件、支払督促91件を扱った。



福原裁判官は、市民と司法の場を近づける役割を担うため、積極的に市民の場に出向くと語る。

身近な法の案内人 法テラスがスタート



暮らしの上で法的なトラブルが起きたときどうするか。ホームドクターのように、かかりつけの弁護士を持つている人は、滅多にお目にかかれないだろう。第一自分の抱えている問題を、どこに相談したらいいのかも分からないのが実情ではないだろうか。そんな迷ったときに、道筋を示してくれる。闇夜を航海する船を導く、灯台のようなところが誕生した。

「法テラス」、日本司法支援センターが、10月2日、全国50数カ所で業務を始めた。法テラスとは、「法で社会を明るく照らしたい」「くつろげる陽当たりのよいテラスのような場所にした」という願いを込めて名付けられた。お日様と傘を組み合わせた、温かみのあるシンボルマークが目印だ。司法制度改革の一つとして、国民の司法アクセスの改善を図るため、「総合法律支援法」によって、法務局、裁判所、検



「法テラスが皆さんに役立つよう努力します」と事務局長の下村さんは話す。

早めの相談が、解決への近道 司法書士は、まちの法律家

「以前は不動産の権利に関する仕事が多かったのですが、司法書士の業務の幅が広がったことで、それ以外の依頼も大きく増えてきました」と話してくるのは、大竹で司法書士事務所を営む西岡志信さん（48歳）。

その言葉のように、司法書士と言えば、土地や建物の登記申請の代理人というものが、一般的に知られている業務だ。また、相続問題や遺言などについての専門家であることも、よく知られている。

さらに、平成15年の司法書士法改正により、扱える業務が幅広くなり、それに伴い「身近なまちの法律家」としての役割も高まってきている。

「特に増えてきたのが、多重債務の整理に関する問題です。代理人となる

と私どもが、債権者と直接交渉することになります。こういった問題が起きたら、悩まずに早めに相談に来てください」と西岡さんは、アドバイスする。「成年後見制度に対しての関心も広まり、その業務も増えてきました」。認知症や障害がある方の判断能力を補うための制度だが、この後見人に、司法書士が選任されることも多いという。また、簡易裁判所で扱う事件の代理人にもなれるようになり、法廷や調停の場にも立つことができる。

「司法書士の仕事は、本人支援型と言えるのではないのでしょうか」。依頼者の話をよく聞き、納得してもらった上でバックアップしていくという西岡さんの言葉から、司法書士は、身近な相談者であり、法のナビゲーターのような存在ではないだろうかと感じた。



**広島司法書士
総合相談センター**
☎082-511-7196
広島市中区八丁堀3-8
無料電話相談
(月～金 12時～15時)
面談無料相談(要予約)
月曜日 12時～15時
木曜日 18時～20時
毎月第2・4土曜日
10時～12時

困ったときの法律相談ナビ

広島総合行政相談所 ☎082-223-6030
ところ そごう本館9階
●弁護士法律相談
相談日 毎月第2金曜日 10時～17時
予約 相談日の1カ月前から受け付け
相談料 無料
●司法書士法律相談
相談日 毎月第2月曜日 10時～17時
相談料 無料

紙屋町法律相談センター(広島弁護士会)
☎082-225-1600
ところ そごう新館6階
相談日 平日・土曜日 10時10分～16時25分
日・祝日 10時10分～17時5分
(火曜日休業)
※ 多重債務相談は、水・金曜日13時～16時5分
予約 9時30分～16時(1週間前から受け付け)
相談料 一般法律相談 6,300円(40分)
多重債務相談 4,200円(30分)
交通事故相談 無料

岩国法律相談センター(山口弁護士会) ☎④2183
ところ 岩国市福祉会館(岩国市麻里布町7-1-2)
相談日 毎週木曜日 16時30分～19時30分
予約 月～金曜日に電話で予約
相談料 5,000円(30分)

大竹市無料法律相談 ☎⑩2124
ところ 大竹市役所
相談日 毎月第2火曜日(広報紙情報ステーションの相談一覧表をご覧ください)
予約 相談日の翌日から次回の予約受け付け
相談料 無料
定員 6人(申込順)



電話で相談の内容を聴き取り、蓄積されたデータベースを検索。適切な相談機関の案内をする。

察庁、弁護士会、司法書士会など9つの機関の連携により設置された。広島市の八丁堀、城南通りに面したビルの1階にある広島地方事務所を訪ね、下村則之事務局長に、法テラスの業務のことなどを聞いた。

「大きく5つの業務を行っています。まず、法的トラブル解決の糸口となる相談機関などの情報提供業務。資力の乏しい人のための法律相談や費用の立て替えなどの法律扶助業務。被告人や被疑者への国選弁護人の確保と指名業務。弁護士のいない司法過疎地への支援業務。そして犯罪被害者への支援。こういった業務を行います」。

やはり注目は情報提供業務だろう。事務所内では、常時2人の窓口対応専門職員が交替で、寄せられる電話に対応している。

「かかってきた電話から、相談の内容、住所、有料・無料などの条件を聞き取り、データベース化された情報を検索、最も適した相談機関を紹介します。ただ、誤解されてはいけないのですが、こち



法テラス
☎050-3383-5485
9時～17時
広島市中区八丁堀2-31

らに弁護士、司法書士が常駐して、法律相談を受けると思われている方がいらつしやるようです。あくまで、適切な相談機関をご紹介するという業務になります」と下村さん。収集した500近いデータから相談機関を紹介していくということだが、情報の鮮度の確保と充実が、今後の課題だとも下村さんは語る。

民事法律扶助業務に関しては、従来どおり収入などの要件を満たせば、週2回、火曜日と金曜日に行っている無料の法律相談援助を受けることができる。

スタートを切ったばかりの法テラス。これから、いろいろと検証を重ね、身近な法の案内人としての役割に添えていくことが、いっそう求められる。

「きめ細かな対応を心がけ、皆さんの役に立つ組織とならなければいけないと考えています。県内のみならず、広域的に対応できるよう県を越えての連携と情報の共有化も必要です。法テラスがあつてよかつたという声があったら、努力していきます」。下村さんは、そう将来を見据えている。